2025年12月8日　掲載
2025年12月26日　更新
2026年2月4日　更新
2026年5月13日　更新
2026年10月23日　更新

Ｑ＆Ａ（債権者の皆さまから寄せられたよくある質問と回答）

本Ｑ＆Ａは、債権者の皆さまから多くお問い合わせをいただいている質問について、整理・分類した上で、回答を掲載しています。

目次

１　破産手続について……2
Ｑ１　破産手続とはどのような手続ですか。……2
Ｑ２　本破産事件の破産管財人は誰ですか。連絡先を教えてください。……3
Ｑ２－２　破産手続開始申立日と事件番号を教えてください。……3
Ｑ３　破産管財人はどういう立場の者で、何をするのでしょうか。……3
Ｑ３－２　㈱トップガーデンから資金が流出しているという話を聞きましたが、その点について調査してもらえるのでしょうか。……3
Ｑ４　破産手続は今後どのように進行しますか。……3
Ｑ４－２　㈱トップガーデンが免責されるかどうかを教えてください。……4
Ｑ５　破産管財人のホームページに掲載されている資料を開くためのパスワードを教えてください。……4
Ｑ６　私は㈱トップガーデンに対して債権を有していますが、破産手続開始通知書が届きません。……4
２　工事について……5
Ｑ７－１　私は㈱トップガーデンに外構工事を依頼し、契約を締結しましたが、工事が完成していません（未着手を含む）。今後、工事はしてもらえないのですか。……5
Ｑ７－１－２　私は㈱トップガーデンに外構工事を依頼し、契約を締結しました。……5
工事は一応終了し、引き渡しを受けましたが、施工不良があるため、補修工事を依頼したいです。または、今後施工不良が発見された場合にはどうすれば良いですか。　契約によれば、一定期間は補償されることになっています。……5
Ｑ７－２　㈱トップガーデンに対して工事代金の一部を前払いしましたが、工事は完成していません（未着手を含む）。支払った工事代金は返金されますか。……5
Ｑ７－３　Ｑ７－２の説明によれば、私は財団債権を有していることになると思いますが、必要な手続はありますか。破産債権届出書の提出は必要ですか。……6
Ｑ７－３－２　Ｑ７－２の説明によれば、私は財団債権を有していることになると思いますが、破産債権届出書を提出してしまいました。私は財団債権者として取り扱われますか。自分

2025年12月8日　掲載
2025年12月26日　更新
2026年2月4日　更新
2026年5月13日　更新
2026年10月23日　更新

が財団債権のリストに含まれているか、確認したいです。6
Q７－４　㈱トップガーデンに工事を依頼したところ、建築資材が届きましたが、工事が完成しないまま、破産手続が開始しました。当該資材をどのようにすれば良いですか。...6
Q７－５　㈱トップガーデンから、仮設ポストを借りていましたが、どのようにすれば良いですか。.....7
３　債権・配当について.....7
Q８　私は㈱トップガーデンに対して債権を有していますが、配当を受けるためには、どうすればいいですか。.....7
Q９　配当の見込みは、いつ頃分かりますか。.....7
Q10　私は㈱トップガーデンに対して債権を持っています。支払ったお金をすぐに返してください。.....7
Q11　私は㈱トップガーデンに対して訴訟を提起していますが、この訴訟はどうなりますか。.....8
Q12　私は㈱トップガーデンから訴訟を提起されていますが、この訴訟はどうなりますか。.....8
４　債権者集会について.....8
Q13　第１回債権者集会はいつですか。.....8
Q14　債権者集会には出席しなければならないのですか。.....8
Q15　債権者集会では何が話されますか。.....9
５　破産管財人を名乗る人物からの連絡.....9
Q16　他の破産事件において、破産管財人又は破産会社を名乗るものから、お金を支払えば、優先的に配当を受けることができるという勧誘があったというのですが、そのようなことはありますか。.....9
６　代表者について.....10
Q17　代表者は破産していますか。.....10

１　破産手続について

Q１　破産手続とはどのような手続ですか。

A１　支払不能又は債務超過の状態にある債務者について、裁判所の監督の下、裁判所から選任された破産管財人が、公正中立の立場において、債務者の財産を管理し換価することにより、適正かつ公平な清算を行う手続です（破産法第１条参照）。

2025年12月8日　掲載
2025年12月26日　更新
2026年2月4日　更新
2026年5月13日　更新
2026年10月23日　更新

Q２　本破産事件の破産管財人は誰ですか。連絡先を教えてください。
A２　破産管財人は三宅・今井・池田法律事務所の市川浩行弁護士です。
本件に関するお問い合わせは、破産管財人のホームページに設けられている所定の問い合わせフォームよりお願い致します。破産裁判所や、破産管財人の法律事務所に直接ご連絡をいただいても対応致しかねます。
また、多数の債権者の皆さまからのお問い合わせがあるため、個別に回答することは予定しておりません。いただいたお問い合わせのうち回答することができるものについては、質問内容を整理した上で、順次、破産管財人のホームページに掲載しますので、破産管財人のホームページをご確認ください。また、現時点でご回答できる内容は、本ホームページに掲載しておりますので、事前にご確認いただいた上でお問い合わせください。

Q２－２　破産手続開始申立日と事件番号を教えてください。
A２－２　申立日は令和７年１１月２１日、事件番号は、東京地方裁判所令和７年（フ）第８６６２号です。

Q３　破産管財人はどういう立場の者で、何をするのでしょうか。
A３　破産管財人は、裁判所から選任された者であり（破産法７４条１項）、裁判所の監督の下（破産法７５条１項）、破産財団に属する財産の管理及び処分を行い（破産法７８条１項）、破産に至った経緯等について調査を行います（破産法８３条１項）。これらの調査・破産者の財産の換価・回収等の上、公租公課（税金など）等の優先的に弁済すべき債権や管財業務に必要な費用等を支払った後、なお配当可能原資がある場合には、債権者の方々に、破産法の定めに従い、公平に配当（弁済）することになります。
Q３－２　㈱トップガーデンから資金が流出しているという話を聞きましたが、その点について調査してもらえるのでしょうか。
A３－２　破産者の資産調査の一環として、資金流出の有無及び内容についても調査中です。有益な情報がございましたら、破産管財人のホームページの「お問い合わせフォーム」から情報提供していただけますと幸いです。

Q４　破産手続は今後どのように進行しますか。
A４　破産管財人が、破産に至った経緯等を調査するとともに、財産の処分・換価を行いま

2025年12月8日　掲載
2025年12月26日　更新
2026年2月4日　更新
2026年5月13日　更新
2026年10月23日　更新

す。財産の処分・換価が完了した後、配当原資を確保することができれば、破産債権の調査を行った上で、配当を実施することになります。

破産管財人の業務の進捗状況等は、債権者集会、及び適宜、破産管財人のホームページに掲載する方法などにより、報告します。

Q４－２　㈱トップガーデンが免責されるかどうかを教えてください。

A４－２　免責手続は個人を対象とした手続であり（破産法248条参照）、法人である㈱トップガーデンにおいて、免責手続は予定されていません。

将来、破産手続が終結した後は、㈱トップガーデンの法人格が消滅することとなります。

Q５　破産管財人のホームページに掲載されている資料を開くためのパスワードを教えてください。

A５　東京地方裁判所からの破産手続開始通知書及び同書面とともにお送りする破産管財人からの「株式会社トップガーデンの破産手続について」に記載していますので、ご確認ください。

なお、㈱トップガーデンに対して債権をお持ちでない方は、パスワード付資料を閲覧することはできませんので、ご了承ください。

Q６　私は㈱トップガーデンに対して債権を有していますが、破産手続開始通知書が届きません。

A６　現在、破産管財人において、順次、発送していますので、しばらくお待ちください。

なお、令和７年中にお手元に届かない場合には、お手数ですが、破産管財人のホームページの「お問い合わせフォーム」に所定の事項を入力のうえ、お問合せ事項に、破産手続開始通知書送付希望とご連絡ください。

当職は、令和７年１２月１１日、㈱トップガーデンから引継ぎを受けた住所宛てに破産手続開始通知を発送しましたが、引継ぎを受けた住所の一部は、契約者の現住所ではなく、施工場所住所であったようであり、５０件以上、入居前などを理由に届かずに裁判所に戻ってきています（令和７年１２月２６日追記）。

現在当職において、契約時の住所を調査し、判明次第再発送しております。

暫くお待ちいただき、令和８年１月下旬以降も、何らの書面も届かない場合には、大変恐れ入りますが、破産管財人のホームページの「お問い合わせフォーム」に所定の事項を入力のうえ、お問合せ事項に、破産手続開始通知書送付希望とご連絡ください。

2025年12月8日　掲載
2025年12月26日　更新
2026年2月4日　更新
2026年5月13日　更新
2026年10月23日　更新

なお、破産債権届出書の届出期間が令和８年１月１３日までと指定されていますが、同期間を過ぎても一定期間は受け付けますので、お早目にご提出ください。

破産債権届出書の届出期間が令和８年１月１３日までと指定されていますが、現在も届出を受け付けています。お手元に届きましたら、お早目にご提出ください（令和８年５月１３日追記）。

２　工事について

Ｑ７－１　私は㈱トップガーデンに外構工事を依頼し、契約を締結しましたが、工事が完成していません（未着手を含む）。今後、工事はしてもらえないのですか。

Ａ７－１　㈱トップガーデンは、破産手続に先立ち事業を停止し、従業員も全員解雇しています。代金の支払いの有無、工事の進捗にかかわらず、今後、㈱トップガーデンにおいて工事を遂行することはできません。恐れ入りますが、ご自身で別の工事業者にご相談いただくよう、お願いいたします。

Ｑ７－１－２　私は㈱トップガーデンに外構工事を依頼し、契約を締結しました。

工事は一応終了し、引き渡しを受けましたが、施工不良があるため、補修工事を依頼したいです。または、今後施工不良が発見された場合にはどうすれば良いですか。

契約によれば、一定期間は補償されることになっています。

Ａ７－１－２　前記Ａ７－１のとおり、今後、㈱トップガーデンにおいて工事を遂行することはできませんので、恐れ入りますが、ご自身で別の工事業者にご相談いただくよう、お願いいたします。

施工不良に関する工事代金相当額は、㈱トップガーデンに対する破産債権として取り扱われますので、Ｑ８以下をご確認ください。また、破産手続開始通知書が届かない場合には、破産管財人のホームページの「お問い合わせフォーム」からご連絡ください。

Ｑ７－２　㈱トップガーデンに対して工事代金の一部を前払いしましたが、工事は完成していません（未着手を含む）。支払った工事代金は返金されますか。

Ａ７－２　（１）工事が全く行われていない場合には、前払いされた代金の全額が、

（２）工事が一部行われている場合、前払いされた代金のうち、既施工部分の評価額を上回る金額相当額が、

本破産手続において「財団債権」として取り扱われる見込みです※。この点につ

きましては、破産管財人から別途書面にて、ご連絡させていただきます。

なお、「財団債権」は、「破産債権」（通常の商取引等により生じた債権）よりも優先して弁済されるものですが、本破産手続においては、現時点で、財団債権についても弁済の見込みは立っておらず、弁済の可否、弁済時期、弁済金額は未定です。

※ただし、上記（1）及び（2）のいずれについても、本破産手続の開始に先立ち、すでに注文者の方から契約を解除されている場合には、別途の取扱いとなる可能性があります。

Q7－3　Q7－2の説明によれば、私は財団債権を有していることになると思いますが、必要な手続はありますか。破産債権届出書の提出は必要ですか。

A7－3　お客様が有する債権が財団債権のみである場合、破産債権届出書を提出いただく必要はありません。

現在、破産管財人において、工事の進捗及び工事代金の支払状況を確認しており、順次、財団債権の金額を確認する書面をお送りします。

お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ、案内に従ってご対応ください。

なお、㈱トップガーデンは、多数のお客様との間で契約を締結していたこと、また、すでに従業員が退職していることから、状況確認には時間を要する見込みです。何卒ご了承ください。

Q7－3－2　Q7－2の説明によれば、私は財団債権を有していることになると思いますが、破産債権届出書を提出してしまいました。私は財団債権者として取り扱われますか。自分が財団債権のリストに含まれているか、確認したいです。

A　7－3－2　債権の性質上、破産法上の財団債権であると認められる場合には、破産債権届出書を提出いただいたとしても、財団債権者として取り扱います。

㈱トップガーデンに対して外構工事を依頼されていた施主の皆さまがお持ちの債権が、破産債権であるか、財団債権であるかは、財団債権の弁済の見込みが立った場合に、当職らから個別に通知させていただくことを予定しています。

現時点において、個別に、財団債権であるか、破産債権であるかのご質問にお答えすることはできかねますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

Q7－4　㈱トップガーデンに工事を依頼したところ、建築資材が届きましたが、工事が完成

2025年12月8日　掲載
2025年12月26日　更新
2026年2月4日　更新
2026年5月13日　更新
2026年10月23日　更新

しないまま、破産手続が開始しました。当該資材をどのようにすれば良いですか。

A７－４　㈱トップガーデンの所有する資材については、破産管財人はその所有権を放棄させていただきますので、お客様において適宜に処理等していただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

Q７－５　㈱トップガーデンから、仮設ポストを借りていましたが、どのようにすれば良いですか。

A７－５　㈱トップガーデンが所有し、施主の皆さまに貸し出していたポスト等についても、破産管財人はその所有権を放棄させていただきます。ご返却は不要ですので、お客様において適宜に処理等していただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

Q７－６　私は、㈱トップガーデンから工事を請け負った下請業者ですが、施主の方と債権の性質は異なるのでしょうか。

A７－６　本件において、下請業者様は、破産債権者となります。

３　債権・配当について

Q８　私は㈱トップガーデンに対して債権を有していますが、配当を受けるためには、どうすればいいですか。

A８　破産手続開始通知書に同封されている破産債権届出書に必要事項を記入のうえ、破産管財人に提出してください。なお、現時点において、配当が実施されるか否か、またその額は未定です。また、工事代金の一部の前払金については、前記Q７のとおり、財団債権として取り扱われますので、当該債権のみを有する場合には、破産債権届出書を提出いただく必要はありません。

Q９　配当の見込みは、いつ頃分かりますか。

A９　配当の具体的な時期が分かるのは、原則として、破産会社の財産の換価業務が終了した段階であり、現時点でその時期は未定です。

Q10　私は㈱トップガーデンに対して債権を持っています。支払ったお金をすぐに返してください。

A10　破産手続は、破産管財人が回収した財産をもって配当が可能な状況になった場合に、破産債権者の皆さまに平等に配当を行う手続です。一部の債権者の方だけにお支払いすることはできません。

2025年12月8日　掲載
2025年12月26日　更新
2026年2月4日　更新
2026年5月13日　更新
2026年10月23日　更新

Q11　私は㈱トップガーデンに対して訴訟を提起していますが、この訴訟はどうなりますか。
A11　㈱トップガーデンに対する訴訟手続は中断します（破産法４４条１項）。
　㈱トップガーデンに対する債権の存否等は、債権届出を行っていただき（Q８）、破産管財人において調査をすることとなります。
Q11-２　私は、㈱トップガーデンに対して訴訟を提起しておりませんが、訴訟を提起している債権者の方が優先的に配当されるのでしょうか。
A11-２　訴訟の提起をしているか否かにより、弁済・配当の優先度が変わることはありません。

Q12　私は㈱トップガーデンから訴訟を提起されていますが、この訴訟はどうなりますか。
A12　㈱トップガーデンを当事者とする訴訟手続は中断します（破産法４４条１項）。
　㈱トップガーデンが提起していた訴訟については、今後、原則として破産管財人が原告の立場を引き継ぐことになります。

４　債権者集会について

Q13　第１回債権者集会はいつですか。
A13　第１回債権者集会は、以下の日時・場所で開催されます。
　日時：令和８年３月２４日（火）　午後２時００分
　場所：東京地方裁判所民事第２０部　債権者等集会場
　　（東京都目黒区中目黒2-4-1）
A13-２　第１回債権者集会は、上記のとおり開催され、本破産手続は続行されました。
　第２回債権者集会は、以下の日時・場所で開催されます。
　日時：令和８年６月２９日（月）　午後２時３０分
　場所：東京地方裁判所民事第２０部　債権者等集会場
　　（東京都目黒区中目黒2-4-1）
A13-３　第２回債権者集会は、上記のとおり開催され、本破産手続は続行されました。
　第３回債権者集会は、以下の日時・場所で開催されます。
　日時：令和８年１１月２日（月）　午後２時３０分
　場所：前回までと同様

Q14　債権者集会には出席しなければならないのですか。
A14　債権者の皆さまが債権者集会に出席することは義務ではありません。出席しなくても

不利に扱われることはありません。債権者集会で配布する資料等は、本ホームページで開示する予定です。

A14-２　第１回債権者集会で配布した資料を本ホームページに掲載いたしました（令和８年５月１日掲載）。

資料をご確認いただくにはパスワードが必要です。

パスワードは、本ＱＡ５のとおり、破産手続開始通知書に同封していた「株式会社トップガーデンの破産手続について」と題する書面の末尾に記載されていますので、ご確認ください。

Q14-３　次回債権者集会で配布する予定の資料を、集会期日前に本ホームページにアップしてもらえないでしょうか。

A14-２　債権者集会での配布資料を、事前に配布・公開することはできませんので、債権者集会後に本ホームページをご確認ください。

Q15　債権者集会では何が話されますか。

A15　債権者集会では、破産手続開始後の破産管財人の調査に基づき、破産手続を開始するに至った事情や、破産管財人において換価・回収した資産の状況などを報告する予定です。報告に当たっては、財産目録や収支計算書を配布する予定です。

Q15-２　債権者集会における説明内容、質疑応答の内容をホームページに公開してください。

A15-２　債権者集会においては、本ホームページに掲載いたしました財産目録や収支計算書に基づき説明を行っておりますので、同資料をご確認ください。個別事情に関するご質問や、破産管財人の調査に影響を及ぼす可能性のあるご質問等は公開することはできませんが、債権者集会における質疑の内容を踏まえて、本Ｑ＆Ａを更新する場合がございます。

５　破産管財人を名乗る人物からの連絡

Q16　他の破産事件において、破産管財人又は破産会社を名乗るものから、お金を支払えば、優先的に配当を受けることができるという勧誘があったというのですが、そのようなことはありますか。

A16　破産管財人から、債権者の皆さまに対し、金銭のお支払いを要求することはありませ

2025年12月8日　掲載
2025年12月26日　更新
2026年2月4日　更新
2026年5月13日　更新
2026年10月23日　更新

ん。一部の破産債権者に対してのみ優先的にお支払いすることはありませんので、ご注意ください。

６　代表者について

Q17　代表者は破産していますか。

A17　~~現時点では、破産申立てがなされていません。~~

㈱トップガーデンの代表者は、令和８年１月１６日、東京地方裁判所に破産手続開始を申し立て、同月２２日午後５時に破産手続が開始し、当職が破産管財人に選任されました（令和８年２月１４日追記）。

以　上